

契約書

サービス付高齢者向け住宅 優悠庵

- 入居契約条項兼重要事項説明書
- 入居契約書及び各種サービス契約書

令和 年 月 日

入居者氏名

様

(契約の締結)

- 第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)及び頭書(4)に記載する状況把握・生活相談サービスの内容等について、以下の条項により、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で状況把握・生活相談サービスが提供されるものに係る賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。
- 2 建物の賃貸借が終了した場合には、状況把握・生活相談サービスの提供も終了するものとする。
 - 3 状況把握・生活相談サービスの提供が終了した場合には、建物の賃貸借も終了するものとする。ただし、乙の責によらない事由により状況把握・生活相談サービスの提供が終了した場合には、乙は、建物の賃貸借の継続又は終了のいずれかを選択することができる。

(契約期間・更新等)

- 第2条 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。
- 2 乙は、物件が完成しているなど、入居可能な状態になっていることを前提として、契約期間の始期(入居予定日)に入居することとする。ただし、契約締結後における乙の急な入院などやむを得ない理由があるときは、甲の同意を得て契約期間の始期(入居予定日)を延期することができる。
 - 3 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。その際、建物の賃貸借契約を更新した場合には、状況把握・生活相談サービスの提供契約も更新することとする。

(使用目的)

- 第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

(賃料)

- 第4条 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
 - 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一. 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - 二. 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - 三. 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

- 第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。
- 2 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。
 - 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
 - 4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(負担の帰属)

- 第6条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 2 乙は電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
 - 3 契約期間中、町内会費その他物件に入居し生活するに当たって生じる諸費用、会費等については乙の負担とする。
 - 4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の家財に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

- 第7条 乙は、本契約から生じる責務の担保として頭書(3)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の責務と相殺をすることができない。
 - 3 甲は、本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明け渡し時に、賃料及び共益費の滞納、第16条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約(建物の賃貸借に係る部分に限る。)から生じる乙の責務の不履行が存在する場合には、当該責務の額を敷金から差し引くことができる。
 - 4 前項ただし書の場合には、甲は、敷金から差し引く責務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(状況把握・生活相談サービスの内容、料金等)

- 第8条 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることができるよう、状況把握・生活相談サービスを提供し、乙は、状況把握・生活相談サービスの提供の対価として状況把握・生活相談サービス料金を甲に支払うこととする。
- 2 甲は、乙に対し、頭書(4)の状況把握・生活相談サービスを提供する。
 - 3 乙は、頭書(4)の記載に従い、状況把握・生活相談サービス料金を甲に支払わなければならない。
 - 4 1ヶ月に満たない期間の状況把握・生活相談サービス料金は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
 - 5 甲及び乙は、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により状況把握・生活相談サービス料金が不相当となった場合には、協議の上、状況把握・生活相談サービス料金を変更することができる。
 - 6 甲及び状況把握・生活相談サービスを提供する者は、状況把握・生活相談サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密及び個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、乙又は第三者の生命、身体等に危険がある場合その他の正当な理由がある場合又は乙の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後において、第三者に漏らさないこととする。
 - 7 甲は、状況把握・生活相談サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。
 - 8 甲は、状況把握・生活相談サービスの提供に係る乙の苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一. 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二. 甲又は法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア.相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ.違計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第10条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は、一部につき、賃借権を譲渡し、又は、転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一. 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二. 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を製造又は保管すること

三. 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと

四. 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと

五. 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること

六. 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸すること

七. 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

八. 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

九. 第20条第二項の規定にかかわらず、本物件に反社会勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一. 犬・猫その他小動物等ペットの飼育

二. 階段・廊下等共用部分への物品の設置

三. 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理業務)

第11条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件のカギを貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第12条 甲は、本項第1号から第5号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 一. 畳の取り替え、裏返し
 - 二. 障子紙の張り替え、ふすま紙の張り替え
 - 三. 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取り替え
 - 四. 給水栓、排水栓の取り替え
 - 五. その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき、甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第一号から第五号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
 - 4 本物件内に破損個所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一. 第4条第1項に規定する賃料支払義務
 - 二. 第5条第2項に規定する共益費支払義務
 - 三. 第8条第3項に規定する状況把握・生活相談サービス料金支払義務
 - 四. 前条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一. 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務

二. 第10条各項に規定する義務(同条第3項に規定する義務のうち、第1第6号から第8号までに掲げる行為に係るものを除く。)

三. その他本契約書に規定する乙の義務

3 甲は、乙が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したときは、本契約を解除することができる。

4 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一. 第9条各号の確約に反する事実が判明した場合

二. 契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合

5 甲は、乙が別表第1第6号から第八号までに掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解除)

第14条 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。その場合、賃料及び状況把握・生活相談サービス料金は日割り計算とします。但し、突然解約の申し入れの場合は、30日分の、賃料及び状況把握・生活相談サービス料金をいただきます。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申し入れの日から30日分の賃料及び状況把握・生活相談サービス料金(本契約の解約後の賃料相当額及び状況把握・生活相談サービス料金相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(明け渡し)

第15条 乙は、明け渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第13条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明け渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明け渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約時において、本契約に係る明け渡し時の原状回復の条件については、別表の記載によることを確認した。
- 3 甲及び乙は、本物件の明け渡し時において、別表の規定に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、別表に特段の定めがない限り、甲が工事の手配等を行うものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に支払うものとする。

(残置物の引き取り等)

第17条 乙は、本契約が終了した場合において乙が残置物を引き取ることができない又は困難であるときに備えて、あらかじめ当該残置物の引取人(以下この条において「残置物引取人」という。)を定めることができる。

- 2 残置物引取人に支障が生じた場合にあつては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな残置物引取人を定めることができる。
- 3 第1項の規定により残置物引取人を定めた場合にあつては、甲は、本契約が終了した後遅滞なく、乙又は残置物引取人に本契約が終了した旨を連絡するものとする。
- 4 乙又は残置物引取人は、本契約の終了から1ヶ月を経過する日までに、当該残置物を引き取らなければならない。
- 5 甲は、乙又は残置物引取人が、本契約の終了から1ヶ月を経過する日までに当該残置物を引き取らない場合にあつては、当該残置物を乙又は残置物引取人に引き渡すことができるものとする。この場合においては、当該引き渡しの費用を敷金から差し引くことができる。
- 6 甲は、甲の責めに帰すべき事由によらない前項の残置物引き渡しをなし得ない場合又は乙又は残置物引取人が当該残置物を受領しない場合若しくは受領し得ない場合には、乙又は残置物引取人が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分することができるものとする。この場合においては、当該処分の費用を敷金から差し引くことができる。
- 7 甲は、乙が残置物引取人を定めない場合にあつては、本契約の終了から1ヶ月を経過したときは、乙が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分することができるものとする。この場合においては、当該処分の費用を敷金から差し引くことができる。

(立ち入り)

第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止をする必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第19条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一. 賃料等支払方法の変更
- 二. 頭書(5)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第20条 乙は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一. 1ヶ月以上の不在又は現に不在であること
- 二. 頭書(4)に記載する入居者(出生を除く。)を追加すること
- 三. 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更
- 四. 連帯保証人の死亡又は解散
- 五. 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったこと

(連帯保証人)

第21条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の責務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第20条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
- 3 前項の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1項に定める義務を負うものとする。

(契約の消滅)

第22条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が紛失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故(前条の場合を含む)、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

平成 年 月 日

甲 住所 富山県黒部市田家新738-1
氏名 有限会社 隠居くらぶ
取締役 松井 芳明 (印)

乙 住所
氏名 (印)

連帯保証人 住所
氏名 (印)

頭書(1) 目的物件の表示

建物	名称	サービス付高齢者向け住宅 優悠庵			階	号室
	所在地	(住居表示) 富山県 黒部市 田家新738番地1				
		(登記簿) 同上				
	構造	木造・瓦葺・二階建 / 全(14)戸				
種類		新築年月	平成	年	月	
住戸部分	間取り	ワンルーム	床面積	27.21	m ²	
	設備	トイレ・洗面台・台所キッチン・収納室・その他()				
住戸以外の 共用施設	浴室・脱衣室	20.58	m ²			
	食堂兼居間	53.15	m ²			
	洗濯・洗淨室	20.24	m ²	m ²	計	
	トイレ・物置	8.63	m ²	m ²	m ²	

頭書(2) 契約期間

令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで (年 月間)
目的物件の引き渡し時期			令和 年 月 日						
貸与する鍵	鍵No.			本数				本	

頭書(3) 賃料等

賃料	月額 48,000 円 (2名同室の場合、折半)	共益費	月額 15,000 円		円
敷金	144,000 円 (2名同室の場合、折半) (賃料3ヶ月)		円		円

賃料等の支払時期		翌月分を 前月12日 口座振替			
支払方法	<input type="checkbox"/> 振込	振込先	振込先金融機関名 : 預金 : 口座番号 : 口座名義人 : 振込手数料負担者 : 借主		
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先	サービス付高齢者向け住宅「優悠庵」		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	石川コンピュータ・センター 引落手数料負担者・貸主		

頭書(4) 状況把握・生活相談サービス

①状況把握サービス

入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービス

サービス内容	日中	訪問し、又は食事や外出等の機会を利用して、毎日少なくとも1回の安否確認及び声掛けを行う
	夜間	各居住部分に設置してある緊急通報設備により、通報があった場合、速やかに駆けつける
提供の方法	提供者	一定の資格者等
	提供時間	9:00 ~ 17:00 1名

②生活相談サービス

入居者が日常生活を支障なく営むことが出来るようにするために、入居者からの相談に応じ、必要な助言をするサービス

サービス内容	一般的な相談	日常生活における入居者の心配事や悩みに対しての対応・助言・紹介(食事・健康・趣味・人間関係等々)
	専門的な相談	専門的な相談・助言が必要な場合に専門家や専門機関の紹介(弁護士・税理士・医療機関・介護機関等)
提供の方法	提供者	一定の資格者等
	提供時間	9:00 ~ 17:00 1名

状況把握・生活相談サービス料金

サービス料金	月額 7,000 円	支払時期	当月分を 翌月22日 口座振替
	2名同室の場合、1室当り 月額 10,500 円		

頭書(5) 貸主及び管理者

貸主	(氏名)	有限会社 隠居くらぶ	
	(住所)	黒部市 田家新765番地2	
管理者	(名称)	有限会社 隠居くらぶ	
	(所在地)	黒部市 田家新765番地2	(TEL) 0765-56-5703
	(管理担当者)	氏名	松井 芳明

食事サービス 契約書

サービス付高齢者向け住宅「優悠庵」で提供する食事サービスに関しての契約を、提供者有限会社 隠居くらぶ（以下「甲」という）と、入居者（以下「乙」という）の間で、下記の通り締結致します。

1. 食事の提供

本建物では、乙の健康および栄養状態を鑑みたお食事を提供させていただきます。

2. 食事予約

乙は食事サービスを希望する場合は、2食前までに、食事サービスの希望を甲に申し出なければなりません。

3. 食事のキャンセル

2.で予約した食事が不要になった場合、乙はその食事の提供時間の2食前までに甲に対してその旨を伝えなければなりません。万が一伝え忘れた場合には、乙は甲に対し、その食費を支払うこととなります。

4. 食事の料金

食事の料金は、以下の通りとなります。

朝食:400円/回 昼食:500円/回 夕食:500円/回 (いずれも消費税込)

* 食事サービスの提供を受けた食数分をお支払いいただきます。

5. ご家族等の外来者への食事提供の取扱い

ご家族等がお越しになった場合、その食事の2食前までにご注文いただけた場合には、同じお食事をご提供させていただきます。尚、その場合の料金は、以下の通りとなります。

朝食:400円/回 昼食:500円/回 夕食:500円/回 (いずれも消費税込)

6. 特別食等への対応

刻み食等の特別食が必要な場合は、対応いたします。その際には、追加料金はいただきません。

7. 食費のお支払いについて

食事サービスの料金は、毎月月末締めにて、提供いたしました食数より計算します。翌月中旬までに請求書をお渡しいたします。支払いは、その月の末日までにお支払いいただきます。

8.連帯保証人

連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の責務を負担するものとさせていただきます。

9.協議事項

本契約締結後に疑義が生じた場合には、甲、乙間で誠意のある話し合いを行い、解決していくことといたします。

令和 年 月 日

甲 住所 富山県黒部市田家新738-1
氏名 有限会社 隠居くらぶ
取締役 松井 芳明 (印)

乙 住所
氏名 (印)

連帯保証人 住所
氏名 (印)

洗濯・掃除サービス 利用契約書

サービス付高齢者向け住宅「優悠庵」で提供する洗濯・掃除サービスに関する契約を、提供者 有限会社 隠居くらぶ（以下「甲」という）と、入居者（以下「乙」という）の間で、下記の通り、締結致します。

1. サービス提供内容

- (1) 居室内の清掃(トイレ・台所含む)
- (2) 利用者洗濯物の洗濯及び乾燥
- (3) 買い物の代行

申し込みは、前日の18:00までに連絡して下さい。

2. サービスの提供時間

9:00 ~ 16:00

3. サービス利用料金

800円/1回30分（2名同室の場合、1室あたり1200円/1回30分）

4. サービス料金のお支払いについて

サービスの料金は、毎月月末締めにて、提供いたしました回数より計算します。翌月中旬までに請求書をお渡しいたします。支払いは、その月の末日までにお支払いいただきます。

5. 連帯保証人

連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の責務を負担するものとさせていただきます。

6. 協議事項

本契約締結後に疑義が生じた場合には、甲、乙間で誠意のある話し合いを行い、解決していくことといたします。

令和 年 月 日

甲 住所 富山県黒部市田家新738-1
氏名 有限会社 隠居くらぶ
取締役 松井 芳明 (印)

乙 住所
氏名 (印)

連帯保証人 住所
氏名 (印)

説明年月日

令和 年 月 日

貸借契約書、生活支援サービス契約書、及び書面に基づいて重要な事項(建物賃貸借・生活支援サービス)を説明しました。

事業者名 有限会社 隠居くらぶ

住 所 富山県黒部市田家新738-1

代 表 者 取締役 松井 芳明

説 明 者

私は、契約書及び書面により、事業者から重要な事項の説明を受けました。

利用者名

住 所